

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成28年1月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500338 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500064 号

第1 結論

平成3年4月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から平成6年3月まで

私は、平成3年4月頃、役所から届いた国民年金の加入を促す書類を見て、加入手続を行った。親から、自分で国民年金保険料を払うようにと言われたので、アルバイトで得た給料から、ほぼ定期的にA郵便局で、納付書により納付していた。平成5年夏頃から、納付が滞りがちになり、役所から督促が3回来たが、平成6年5月上旬までに全ての保険料を納付した。しかし、請求期間が未納とされていることに納得がいかないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、A郵便局において、毎月、納付期限までに納付していたが平成5年の夏頃から納付が滞りがちになり、役所から督促が来たが、平成6年5月上旬までに納付を終えたと陳述している。

しかしながら、オンライン記録において、平成7年9月6日に過年度納付書が発行されていることが確認できることから、当該納付書の発行時点において、少なくとも請求期間のうち平成5年8月から平成6年3月までの期間に国民年金保険料が未納となっていた期間があったものと推認される。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料をほぼ定期的にA郵便局において納付したと陳述しているが、郵便局において数回から数十回にわたって納付された記録が、36か月間連續して欠落する可能性は低いものと考えられる。

さらに、A郵便局の収納情報を管理するB銀行のCは、「請求者に係る納付記録は、保存期間経過のため調査不能。」と回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。